

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における 臨時休業について(お知らせ)

川崎市では、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」などが発表された時の児童の安全確保について、次のように対応しておりますので改めてお知らせいたします。内容をご確認いただき、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、児童に対しての安全確保につきましては、繰り返し指導しておりますが、保護者の皆様からも、お子さまとともにご確認くださいませよう重ねてお願いいたします。

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合は、児童の安全確保のため、当日一日を臨時休業（休校）とします。
※県内全域やどの区域、市町村に「暴風警報」が発令されても同様の扱いです。
※尚、当日が修学旅行、遠足、自然教室等の行事にあたった場合は、実施か否かをご連絡します。
2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」・「大雨警報」等）が発令された場合等については、これまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様に配信メールを使ってご連絡いたします。
3. 児童の登校後に、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時などは、児童を学校で待機させる等の安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、児童の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断して配信メール等でお知らせすることがあります。
4. 臨時休業（休校）と決定した場合、途中で天候が回復しても授業を実施することはいたしません。途中から登校させることのないようお願い致します。

以上、宜しく願い申し上げます。

※台風や低気圧の接近に伴いましては、ご家庭でテレビ等で情報を正確に把握くださいますよう、お願いいたします。

※午前6時以降、児童の登校前に暴風警報発令があった場合、登校を見合わせてください。ご家庭の判断で登校を見合わせた場合についても、欠席とはなりません。

※災害状況によっては、配信メール・電話が使えない状況も起こりうるので、朝6時の時点で各ご家庭での判断をお願いいたします。

※尚、学校が臨時休業(休校)の場合は、「わくわくプラザ」も休室となります。

◆非常災害発生時の対応

状 況	地震に伴う警戒宣言等発令時	川崎市内で震度5強以上の地震発生時	台風襲来時	「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時
在宅時	臨時休校 ・午前6時以前に解除の時は通常授業 ・午前6時以降解除の時は、臨時休校	発生日とその翌日が臨時休校 ※発生日が休日、休前日の場合は、休日明けの平日を臨時休業とする。	自宅待機	臨時休校 ・午前6時以前に解除の時は通常授業 ・午前6時以降解除の時は、臨時休校
在校時	配信メールにて連絡し、引取人として登録している方が迎えにくるまで学校待機。	地震がおさまった時点ですぐに迎えにくるまで学校待機。	地域の安全を確認し下校。	配信メールにて連絡し、授業を繰り上げ、地域の安全を確認し下校。
登校中	そのまま登校。(在校時と同じ)	危険のない場所に避難し、おさまり次第登校。	そのまま登校。(在校時と同じ)	そのまま登校。(在校時と同じ)
下校中	そのまま帰宅。	危険のない場所に避難し、おさまり次第帰宅。	そのまま帰宅。	そのまま帰宅。

※在校時の災害発生時は、できる限り配信メールや災害伝言ダイヤルを使用して、状況及び対応について、ご連絡いたしますので、ご確認をお願いいたします。